

7

中小企業投資促進税制

平成29年度税制改正で延長

～生産性を高めるような設備投資を応援します～

制度の概要

本制度は、一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却(注1)又は7%の税額控除(注2)が選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるものです。

(注1)特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

(注2)税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。平成29年度税制改正により中小企業経営強化税制(P10参照)、商業・サービス業・農林水産業活性化税制(P22参照)と合わせて20%が上限となりました。なお、税額控除限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

適用対象者

青色申告書を提出する中小企業者等 (P10 参照)

適用期間

平成31年3月31日までに、対象設備を取得等して指定事業の用に供すること。

対象設備

設備	要件
機械装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
測定工具・検査工具	1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの (事業年度の取得価額の合計額が120万円以上のものを含む)
一定のソフトウェア	一のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの (事業年度の取得価額の合計額が70万円以上のものを含む)
普通貨物自動車	車両総重量3.5t以上(注2)
内航船舶	全て(注3)

(注1)中古品、貸付の用に供する設備は原則として対象外です。

(注2)普通貨物自動車は、道路運送車両法に規定する普通自動車で、貨物の運送の用に供するものが対象です。

(注3)取得価額の75%が対象となります。

指定事業

製造業、建設業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、情報通信業、駐車場業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合、サービス業(廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業)、農業、林業、漁業、水産養殖業

(注)不動産業、物品賃貸業、電気業、映画業以外の娯楽業等は対象になりません。また、風俗営業法上の性風俗関連特殊営業に該当する事業についても、対象になりません。

1 法人税率の軽減

2 欠損金の繰越控除

3 欠損金の繰戻還付

4 交際費課税の特例

5 中小企業経営強化税制

6 固定資産税の特例

7 中小企業投資促進税制

8 商業サービス業・農林水産業活性化

9 少額減価償却資産の特例

10 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)

11 地域未来投資促進税制

12 研究開発税制

13 雇用促進税制

14 所得拡大促進税制

15 事業承継税制

16 消費税の特例

中小企業投資促進税制

1	法人税率の軽減
2	欠損金の繰越控除
3	欠損金の繰戻還付
4	交際費課税の特例
5	中小企業経営強化税制
6	固定資産税の特例
7	中小企業投資促進税制
8	商業サービス業・農林水産業活性化
9	少額減価償却資産の特例
10	環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)
11	地域未来投資促進税制
12	研究開発税制
13	雇用促進税制
14	所得拡大促進税制
15	事業承継税制
16	消費税の特例

適用手続

<個人事業主>

- ・特別償却の場合、青色申告決算書の「減価償却の計算」の「㊟割増（特別）償却費」の欄に特別償却の額を、「摘要」の欄に特例名（措法10条の3）を記入すること。
- ・税額控除の場合、「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」を確定申告書に添付すること。

<法人>

- ・特別償却の場合、法人税の確定申告書に「特別償却の付表」（中小企業者等又は中小連結法人が取得した機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表）と適用額明細書を添付すること。
- ・税額控除の場合、法人税の確定申告書に「別表」（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書）と適用額明細書を添付すること。

条文

租税特別措置法第10条の3（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）【所得税】
第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【法人税】
第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【連結法人】

● CHECK!!

平成29年度税制改正において、適用期間が2年間延長されました。なお、器具备品（一定の電子計算機、デジタル複合機、試験又は測定機器）は対象外になりました。これらの設備投資をお考えの際は、中小企業経営強化税制（P10参照）又は商業・サービス業・農林水産業活性化税制（P22参照）の活用をご検討ください。

よくある質問とその回答

Q1 対象となるソフトウェア

【問】 中小企業投資促進税制で対象となるのは、どのようなソフトウェアですか？

【答】 一の取得価額が70万円以上の一定のソフトウェアが対象となります。ただし、複写して販売するための原本、研究開発用ソフトウェアは対象外となります。

また、サーバー用オペレーティングシステム、サーバー用仮想化ソフトウェア、データベース管理ソフトウェア、連携ソフトウェア、不正アクセス防御ソフトウェアのうち、国際標準化機構（ISO）及び国際電気標準会議（IEC）の規格15408に基づく評価・認証がないものは対象外となります。詳しくは租税特別措置法施行規則第5条の8【所得税】、第20条の3【法人税】をご参照ください。

Q2 中小企業投資促進税制の上乗せ措置について

【問】 生産性向上設備投資促進税制は平成29年3月末をもって廃止されましたが、中小企業投資促進税制の上乗せ措置についても同様ですか？

【答】 中小企業投資促進税制の上乗せ措置については、平成29年度税制改正において、中小企業経営強化税制に改組されました（P10参照）。

なお、上乗せ措置の対象設備（中小企業投資促進税制の対象設備のうち、生産性の向上に資する設備に該当する場合）について、平成29年3月31日までに取得等して指定事業の用に供した場合は、(1)即時償却又は(2)税額控除7%（個人事業主、資本金3,000万円以下法人は10%）がご利用できます。

問い合わせ先

中小企業庁事業環境部財務課 電話：03-3501-5808
本税制の適用にあたってのご質問は、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。